

## 社会福祉法人阪神福祉事業団西宮市山口町拠点施設等再整備事業 発注者支援業務公募型プロポーザル実施要項

社会福祉法人阪神福祉事業団西宮市山口町拠点施設等再整備事業発注者支援業務公募型プロポーザル実施要項（以下「本要項」という。）は、社会福祉法人阪神福祉事業団（以下「事業団」という。）が社会福祉法人阪神福祉事業団西宮市山口町拠点施設等再整備事業発注者支援業務（以下「本業務」という。）の受託事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するためにその募集手続きその他必要な事項を定めるものである。

### 1 募集の趣旨

本業務は、社会福祉法人阪神福祉事業団西宮市山口町拠点施設等再整備基本構想（以下「基本構想」という。）を踏まえ、本事業団が求める機能や諸条件を余すことなく社会福祉法人阪神福祉事業団西宮市山口町拠点施設等再整備事業（以下「本事業」という。）に反映するとともに、円滑に事業を進行させることができるDB（デザインビルド）事業者選定業務に関して支援を委託するものである。

### 2 業務概要

#### (1) 本業務の概要

##### ア 業務名

社会福祉法人阪神福祉事業団西宮市山口町拠点施設等再整備事業発注者支援業務

##### イ 業務内容

別添「社会福祉法人阪神福祉事業団西宮市山口町拠点施設等再整備事業発注者支援業務委託仕様書（以下「業務仕様書」という。）」のとおり。

設計段階以降の業務（令和9年4月1日以降の業務）は別途契約する。

#### (2) 委託金額（上限）

18,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

上記金額を上限とし、提案の内容に関わらず、この上限を超える提案は受け付けない。

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3 募集要領

#### (1) 選定方針

「社会福祉法人阪神福祉事業団西宮市山口町拠点施設等再整備事業発注者支援業務公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、業務提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を踏まえ、本業務委託の候補者

となる事業者を選定する。

選定委員会の審査結果において、評価の最も高い提案者を受託候補者とし、次に評価の高い提案者を次点候補者とする。

#### 4 スケジュール（予定）

項目	期日等
① 公告（公募開始）	令和8年2月13日（金）
② 現場視察期間	令和8年2月13日（金）から 令和8年2月26日（木）17時まで
③ 質問・参加表明書等受付開始	令和8年2月20日（金）
④ 質問受付終了	令和8年2月27日（金）17時まで
⑤ 質問回答	令和8年3月4日（水）
⑥ 参加表明書等の受付締切	令和8年3月6日（金）
⑦ 参加資格審査	令和8年3月9日（月）
⑧ 資格審査結果通知	令和8年3月10日（火）
⑨ 業務提案書等の受付開始	令和8年3月13日（金）
⑩ 業務提案書等の受付終了	令和8年3月19日（木）17時まで
⑪ プレゼンテーション参加要請書の送付	令和8年3月23日（月）
⑫ プレゼンテーション審査	令和8年3月26日（木）
⑬ 審査結果通知	令和8年3月30日（月）
⑭ 審査結果の公表、契約締結	令和8年4月1日（水）

※ ②の現場視察期間において、視察を希望する者は、本要項「項目8 プロポーザルの手続、(2)提出先」に事前に連絡すること。視察の日時については、連絡を受けた後、個別に調整し、決定する。

#### 5 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、参加表明書の提出時点において、次の各号に掲げる要件を全て満たす単体企業とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。

- (4) 参加表明書提出時点において、国又は地方公共団体から、それぞれの規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号、第6号に規定に該当する者でないこと。
- (6) 平成28年4月1日から公示日までに契約履行が完了した業務のうち、次に掲げる同種又は類似の業務を元請として受注した実績を有すること。なお、業務実績は本社・支店等を含む企業の実績とする。（グループ会社は含まない。）
  - ア 同種業務  
D B方式又はD B O方式による設計業務・建設工事の事業者選定に係る発注者支援業務。この場合のD B方式又はD B O方式は基本設計からとする。
  - イ 類似業務  
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づくP F I事業の事業者選定に係る発注者支援業務、又はコンストラクションマネジャー（以下「C C M J」という。）（認定コンストラクションマネジャーの資格を有する者）を配置して行う建築物整備の事業者選定に係るコンストラクション・マネジメント業務（以下「CM業務」という。）。
- (7) C C M Jが2人以上所属していること。
- (8) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
- (9) 国税及び地方税に滞納がないこと。

## 6 業務実施上の条件

- (1) 業務の再委託  
業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。主要な部分以外の第三者への委託に関しては、書面により発注者の承諾を得るものとする。
- (2) 管理技術者等の資格及び実績要件  
管理技術者及びCM業務を担当する各分野の主任担当者の資格及び実績が業務仕様書「7 本支援業務の実施要件、(1)管理技術者等の配置・資格及び実績要件」の基準を満たしていること。

## 7 本要項、資料類の配布

- (1) 配布期間  
令和8年2月13日（金）から
- (2) 配布方法  
本要項及び必要書類等は、社会福祉法人阪神福祉事業団ホームページから必要に応

じてダウンロードし、使用すること。

## 8 プロポーザルの手続

### (1) 本要項等に関する質問の受付及び回答

#### ア 受付期間

令和8年2月20日（金）から令和8年2月27日（金）17時まで

#### イ 提出方法

質問書（様式2）に記入し、メールにて提出すること。原則としてメール以外の方法による質問は受け付けない。ただし、電話による受理確認は差し支えない。なお、送信に当たっては、表題を「社会福祉法人阪神福祉事業団西宮市山口町拠点施設等再整備事業発注者支援業務についての質問」とすること。

### (2) 提出先

〒651-1412 兵庫県西宮市山口町下山口1650番地26

社会福祉法人 阪神福祉事業団 総務課

Email : info@nanakusa.or.jp

電話 : 078-903-1661（直通）

担当者 川辻・野中

### (3) 質問の受付及び回答

質問に対する回答は、令和8年3月4日（水）に社会福祉法人阪神福祉事業団ホームページに掲載する。

【留意点1】質問のあった事業者名は公表しない。

【留意点2】回答内容は、本要項及び業務委託仕様書等の追加、修正事項として取扱う。

## 9 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の要領で参加表明書等を提出すること。

### (1) 参加表明書等の提出

#### ア 提出期間

令和8年2月20日（金）から令和8年3月6日（金）まで

#### イ 提出方法

提出書類は、持参又は郵送等とする。

受付時間は、当該期間中の平日8時30分から17時00分までとする（郵送、宅配便による提出の場合は期限内必着のこと。）。

#### ウ 提出場所

本要項「項目8 プロポーザルの手続、(2)提出先」に同じ。

エ 提出書類

①様式 1 参加表明書

②様式 3 参加者に所属する有資格者数

③様式 4 参加者の同種・類似業務実績（完了した同種・類似業務の実績）

④様式 5－1～6 配置予定技術者

【留意点】様式 3 から様式 5－1～6 については、各様式に参加資格要件を確認できるものの他、参加者や技術者の資格や実績を確認できる資料を添付すること。

また、管理技術者及び各分野主任担当者については、参加者との雇用関係を証明する参考資料（健康保険資格確認書の写し等）を添付すること。

オ 提出部数

各 1 部

10 参加資格審査

提出された参加表明書等による提出書類を基に資格審査を実施し、資格適合者には令和8年3月10日（火）までに参加資格審査結果を書面により通知する。

11 業務提案書等の提出

参加資格審査の結果、資格適合者となった者は、以下の要領で業務提案書等を提出すること。なお、期限までに業務提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(1) 業務提案書等の提出

ア 提出期間

令和8年3月13日（金）から令和8年3月19日（木）17時00分まで

イ 提出方法

提出書類は、持参又は郵送等とする。

受付時間は、当該期間中の平日8時30分から17時00分までとする（郵送、宅配便による提出の場合は期限内必着のこと）。

ウ 提出場所

本要項「項目8 プロポーザルの手続、(2)提出先」に同じ。

エ 提出書類

①様式 6 業務提案書

②様式 6－1 業務実施にあたっての体制及び留意事項

③様式 6－2 D B 事業者の選定方針及び工程計画

④見積書（様式7）及びその内訳（自由様式）

⑤参考見積書及びその内訳（自由様式）【令和9年度分、10年度分、11年度分】

⑥プロポーザル及びヒアリング出席予定者報告書（様式8）

オ 提出部数

- ①様式 6 業務提案書 社名記名・押印有り 1 部
- ②様式 6－1、6－2 業務提案 社名記名 1 部及び社名無記名 6 部
- ③見積書（様式 7）及びその内訳（自由様式） 社名記名・押印有り 1 部
- ④参考見積書及びその内訳（自由様式）【令和 9 年度分、10 年度分、11 年度分】社名記名・押印有り 1 部
- ⑤プロポーザル及びヒアリング出席予定者報告書（様式 8）社名記名・押印無し 1 部

カ その他

業務提案（様式 6－1、6－2）は電子データとして電子媒体（CD－R）に格納し、1 部提出すること。データ形式は PDF とする。

## 12 参加表明書等、業務提案書等の作成上の留意事項

(1) 参加表明書（様式 1）

代表者印を押印の上、提出すること。

(2) 参加者に所属する有資格者数（様式 3）

各担当業務分野におけるそれぞれの技術職員数・資格について記入すること。なお、対象とする資格は様式 3 に記載のとおり。

(3) 参加者の同種・類似業務実績（様式 4）

本要項「項目 5 参加資格要件、(6)(ア)(イ)」の業務実績を 5 件以内で記入すること。複数の実績がある場合は、公共工事の実績を優先し、かつ、担当業務の種類が多いものから順に記入すること。なお、記入した業務については、契約書の鑑の写し、業務の完了が確認できるもののほか、用途・規模・構造が同種業務又は類似業務に該当することが正確に確認できる資料等を参考資料として添付すること。

(4) 管理技術者及び各分野主任担当者の経歴等（様式 5－1～6）

本業務を担当する管理技術者及び各分野主任担当者について、次に従い記入すること。

ア 資格

資格の種類は、業務仕様書「項目 7 本支援業務の実施要件、(1)管理技術者等の配置・資格及び実績要件」を確認の上、必要な資格について記入すること。

イ 同種業務等の実績

業務仕様書「項目 7(1)ア(ア)(イ)同種・類似業務の実績」による。

(5) 業務提案書（様式 6、6－1、6－2）

ア 業務提案書（様式 6）

代表者印を押印の上、提出すること。

イ 業務提案（様式 6－1、6－2）

業務提案の作成に当たっては、本事業の特性を十分に理解した上で、以下の内容を記載すること。

- ①取り組み方針と体制
- ②担当チームの特徴・強味
- ③D B事業者の選定スケジュールについて
- ④発注者支援業務の実施スケジュールについて
- ⑤工程管理に関する提案

#### ウ 注意事項

①様式6-1、6-2はA3片面それぞれ2枚以内で作成し、プレゼンテーションの持ち時間最大90分（説明時間30分～60分、質疑時間30分程度）以内で説明可能な枚数内で簡潔にまとめること。（準備時間は含まないものとする。）

②様式6-1、6-2における文字の大きさは、原則10ポイント以上（図表中を除く）とすること。また、文書を補完するために必要な概念図や表、イメージ図等を使用することは認めるが、別添の参考資料は認めない。なお、基本的な考え方をわかりやすく簡潔に記述すること。

③業務提案には、提案者を特定することができる内容の記述（社名や実績の名称など）は用いないこと。なお、プレゼンテーション及びヒアリングにおける発言についても、同様とする。

④本要項に関する全ての手続に関しては、参加者は自らの責任と費用負担によりこれを行うものとする。

#### (6) 見積書（様式7）

##### ア 見積金額

令和8年度分の金額を記載すること。なお、見積金額は、消費税及び地方消費税を含む金額とし、税率は10%で計算すること。

【留意点1】見積金額が、業務量の目安に比べ著しく乖離していると判断した場合は、その妥当性について聴取することがある。

【留意点2】見積金額が、本要項「項目2 業務概要、(2)委託金額」の上限を超えているものは失格とする。

##### イ 参考見積の提出

各年度下記①②それぞれの金額についても明示し、各年度の積算根拠となる内訳を記載すること。（※評価の対象としない。）

- ① 設計（基本+実施）支援業務（令和9年度）(R9.4～R10.3)
- ② 施工支援業務（令和10年度～令和11年度）(R10.4～R12.3)

#### (7) 提出書類作成上の注意事項（共通）

使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。提出された書類の訂正、追記、返却は認めない。また、要求

する内容以外の書類や図面等は受理しない。

### 13 評価基準

別に定める「社会福祉法人阪神福祉事業団西宮市山口町拠点施設等再整備事業発注者支援業務公募型プロポーザル評価要領」による。

### 14 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

#### (1) プレゼンテーション及びヒアリング

審査は、提出された業務提案書の内容と、業務提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を踏まえ行うものとし、その実施方法は以下のとおりとする。

ア プrezentation等の出席者は、本業務を担当する管理技術者、建築（総合）を必須とし、その他各分野主任担当者は計4人以内とし、合計6人以内とする。なお、プロポーザル及びヒアリングに出席を予定している者については、様式8「プロポーザル及びヒアリング出席予定者報告書」を提出すること。

イ プrezentation等の日程（時刻）や場所等については、別途、メール及び書面で通知する。

ウ プrezentation等は、提出された業務提案書の内容に基づいて行うこととし、新たな内容の資料提示は認めない。プレゼンテーションに必要な図表等の資料は、必ず様式6-1及び6-2内に記載すること。

エ プrezentationの持ち時間は30分～60分以内とし、その後に選定委員からの質疑時間を30分程度予定している。

オ 発注者はプレゼンテーション会場に、電源、机、椅子、プロジェクター、100インチスクリーンを用意する。

カ プrezentation等に参加しない場合は、審査の対象としない。

#### (2) 受託候補者の特定

##### ア 審査方法

審査は、選定委員会が、提出された提案書等とプレゼンテーション等の内容を評価基準に基づき審査する。なお、客観評価及び見積金額評価に加え、選定委員会による業務提案及びプレゼンテーション等の評価点により、最も点数の高い提案者を受託候補者とし、次に評価の高い提案者を次点候補者として選定し、候補者として特定した旨の通知を行う。また、候補者とならなかったプレゼンテーション等の参加者にも、審査結果をメール及び書面で通知する。ただし、業務提案評価点の合計が、満点の6割に満たない場合は、受託候補者として認めないものとする。なお、この審査に対する異議申し立てはできないものとする。

## イ 1者提案

提案者が1者の場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、業務提案評価点の合計が、満点の6割に満たない場合には、受託候補者として認めないものとする。

### (3) 失格

次の条件のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

- ア 提出書類が本要項の提出方法や条件に適合しない場合
- イ 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合
- ウ その他、本要項に違反すると認められた場合
- エ 選定委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- オ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- カ 選定結果の通知の日から契約締結までの間に、国又は地方公共団体から、それぞれの規定による指名停止措置を受けた場合
- キ 参加表明書提出後から審査結果の通知の日までの間に、国又は地方公共団体から、それぞれの規定による指名停止措置を受けた場合

## 15 契約・その他

### (1) 業務委託契約

#### 契約の締結

受託候補者として選定された者と契約交渉（業務内容、委託料等）を行った上で、受託候補者が結果通知を受けた日から10日以内に契約手続を行う。ただし、受託候補者が、契約締結までの間に本要項「項目14 プレゼンテーション及びヒアリングの実施(3)失格」に該当すると認める場合又は何らかの事故等により契約交渉が不可能となった場合は、その者との契約の締結を行わず、次点候補者を契約交渉の相手方とする。

### (2) 契約に係る業務内容

契約に係る業務内容は、原則として業務仕様書及び提案書等に定める内容とし、受託候補者と提案内容や諸条件について、協議の上、契約を締結する。ただし、提案された事項が全て業務内容に反映されるとは限らない。

### (3) 契約金額

本要項「項目2 業務概要、(2)委託金額」に定める上限金額以内とする。

## 16 その他

- (1) 提出書類の取扱いについて、提出された資料及びその複製は、本業務の選定以外には提出者に無断で使用しないものとする。
- (2) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、本プロポーザルの実

施及び選定結果の公表等に必要な範囲内において、本事業団は無償で当該著作権を使用できるものとする。

- (3) 同一の参加者からの複数の業務提案書等の提出は受け付けない。

以 上